	近畿自動車道名古屋亀山線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各ＩＣ
	近畿自動車道敦賀線の各ＩＣ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全ＩＣ

⑸　対象流出・再流入ＩＣ

上り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第一東海自動車道の御殿場ＩＣ 第二東海自動車道の新御殿場ＩＣ	一般国道138号（東富士五湖道路）の須走ＩＣ

下り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
一般国道138号（東富士五湖道路）の須走ＩＣ	第一東海自動車道の御殿場ＩＣ 第二東海自動車道の新御殿場ＩＣ

⑹　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年10月16日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	滋賀県甲賀市甲南町杉谷から 滋賀県甲賀市信楽町黄瀬まで	改築工事	令和８年10月19日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第24号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年10月16日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕６〔３〕を次のように改める。

〔３〕その他

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを１回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、Ｃ出入口欄に掲げる入口をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている入口に変更するときまでとする。）

また、表⑵の備考欄に、「六甲アイランド北入口はＥＴＣ車で通行する場合に限る。」を加える。

２．別添２の大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の表中

「高麗橋」を「高麗橋（ＥＴＣ）」に、

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線（３号神戸線）の表中

「柳原」を「柳原（ＥＴＣ）」に改め、

同表の「㈱「湊川（ＥＴＣ）・湊川ＪＣＴ」の「ＥＴＣ」は若宮方向に進行する入口に限る。」の次に「㈱「柳原（ＥＴＣ）」の「ＥＴＣ」は湊川方向へ進行する入口に限る。」を加える。

３．別添２の神戸市道高速道路２号線（31号神戸山手線）の表中

「神戸長田」を「神戸長田（ＥＴＣ）」に改める。

４．別添２の神戸市道高速道路２号線（31号神戸山手線）の表中

「白川南」を「白川南（ＥＴＣ）」に改める。

５．別添２の大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道１号（淀川左岸線延伸部）（２号淀川左岸線）の表中

「正蓮寺川」を「正蓮寺川（ＥＴＣ）」に改める。

６．別添２の大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部）（４号・５号湾岸線）の表中

「六甲アイランド北」を「六甲アイランド北（ＥＴＣ）」に、

「南港北」を「南港北（ＥＴＣ）」に改める。

７．本公告の記２については令和８年10月19日から、記３については同年10月22日から、記４については同年10月30日から、記５については同年11月２日から、記１及び記６については同年11月４日からそれぞれ適用するものとする。